

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○特定非営利活動法人の設立の認証申請	(共同参画社会推進課)	一
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	一
○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出	(同)	一
○家畜伝染病の発生	(畜産課)	二
○保安林の指定施設要件の変更の予定	(森林整備課)	二
○建設業の営業の停止	(事業管理課)	二
○建築士免許の取消し	(建築宅地課)	三
○宮城県美術館特別展「世界遺産ヴェネツィア展」に係る前売観覧料の徴収事務の委託	(教育庁生涯学習課)	三
○宮城県美術館特別展「世界遺産ヴェネツィア展」に係る観覧料の徴収事務の委託	(同)	三
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	三
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件)	(教育庁生涯学習課)	三
○博物館の名称変更登録		九
○教育委員会定例会の開催		九

告 示

○宮城県告示第四号
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人

の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十四年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 おおさきエフエム放送

代表者の氏名 山家 稔

二 主たる事務所の所在地 大崎市古川七日町十一番三号 第一佐々木屋ビル三階

三 定款に記載された目的

この法人は、宮城県大崎市におけるFMコミュニティ放送の設立、運営に関する事業を行い、福祉やまちづくり、防災、子育てに関する情報など、市民が関心のある情報を発信する活動を行うことにより、各種団体と連携し、経済の活性化と福祉、文化あふれるまちづくりに寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十三年十一月十八日

○宮城県告示第五号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百三十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十四年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一五三〇〇六〇七	介護24 仙台市若林区六丁の目中町四番四十号	居宅介護 重度訪問介護	合同会社はくとふるコミュニケーション	平成二十四年一月一日

○宮城県告示第六号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百三十三号)第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十四年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	設置者名	事業所の名称及び所在地	変更年月日
○四一一二〇〇二四九	社会福祉法人惠泉会	さくらワークス 登米市東和町米川字町裏	平成二十三年十二月十六日

百二十番地一	変更後	さくらワックス 登米市東和町米川字西綱 木六番地一
--------	-----	---------------------------------

○宮城県告示第七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十四年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨ―ネ病

二 畜種

牛（ホルスタイン種）

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 一頭

四 発生の場所又は区域

蔵王町

五 発生年月日

平成二十三年十二月二十一日

六 患畜の取扱い

法令殺

○宮城県告示第八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

二 1 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下、「法」という。）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業の営業の停止を命じた。

平成二十四年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分をした年月日

平成二十三年十二月二十八日

二 被処分者の商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 浦山建設株式会社 浦山 孟吉	主たる営業所の所在地 仙台市青葉区川平二丁目二十八番三十号	建設業許可番号 (宮城県知事許可) 般・二十二 第一万八千九百二十三号
-------------------------------------	----------------------------------	--

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業の全部

2 営業停止期間

平成二十四年一月十一日から同年一月十七日までの七日間

四 処分の原因となった事実

浦山建設株式会社は、平成十九年五月二十四日をもって、それまで有していた法第三条第一項の規定による許可が効力を失ったにもかかわらず、平成十九年五月から平成二十二年十一月までの間に、同項に違反して、同項ただし書に規定する軽微な建設工事に該当しない建設工事を繰り返し請け負った。

これらのことは、建設業法第二十八条第二項に該当する。

○宮城県告示第十号

建築士法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。
平成二十四年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許取消年月日 平成二十三年十二月二十六日	氏 名 仁 木 昭 一	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 二級建築士	登録番号 第八千二百二十七号	免許取消しの理由 建築士法第九条第一項第二号に該当するため
--------------------------	----------------	-------------------------------	-------------------	----------------------------------

○宮城県告示第十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県美術館特別展「世界遺産ヴェネツィア展」に係る前売観覧料の徴収事務を平成二十三年十二月九日次のおり委託した。
平成二十四年一月十日

一 委託の相手方

仙台市青葉区五橋一丁目二番二十八号

株式会社河北新報

仙台市泉区八乙女四丁目二番地の二

みやぎ生活協同組合

二 委託期間

平成二十三年十二月二十二日から平成二十四年三月十六日まで

○宮城県告示第十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、宮城県美術館特別展「世界遺産ヴェネツィア展」に係る観覧料の徴収事務を平成二十三年十二月二十一日次のおり委託した。
平成二十四年一月十日

一 委託の相手方

仙台市青葉区五橋一丁目一番一号

東日本旅客鉄道株式会社

二 委託期間

平成二十三年十二月二十二日から平成二十四年五月十三日まで

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（一区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成二十四年一月十日

一 工事を完了した開発区域（一区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

番

名取市田高字清水二百六十一番及び二百六十二番

名取市田高字清水二百六十二番地

安倍 力男

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十四年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達役務の名称及び数量 宮城県図書館清掃業務 一式

2 調達役務の様式等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで

4 履行場所 仙台市泉区紫山一丁目一番地一 宮城県図書館

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は開札時まで宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第一条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十二条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)(第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)(暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。))の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第十二条の第二項第一号又は第八号及び第七号の事業について、同項に規定する知事の登録を受けている者であること。

9 過去三年以内に国、地方公共団体又は民間企業から本件業務と同種の業務の委託を受け、延べ床面積一万平方米メートル以上の建物に係る同種の業務を、十二か月以上継続して履行した実績を有すること。

10 入札に参加を希望する者は、8及び9に掲げる事項を証する書類を平成二十四年二月六日午後五時までに3の1に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関する説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

11 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁

目八番一号 電話〇二一・二二一・三三三五）へ平成二十四年一月二十三日午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所及び問い合わせ先

〒九八〇・八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十五階
宮城県教育庁生涯学習課管理調整班（担当 一條ちか江 電話〇二一・二二一・三六五一）

2 入札説明書及び仕様書の交付期限

平成二十四年一月二十五日午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十四年一月二十四日までに1あて申し出ること。

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年二月六日までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十四年二月十日午前九時から平成二十四年二月二十日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

平成二十四年二月二十日午後五時まで（郵送により提出する場合は二重封筒とし、外封筒に入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること。）。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日に開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

平成二十四年二月二十一日午前十時 宮城県行政庁舎一八〇一会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 入札参加に当たっての注意事項

1 調査基準価格について 本人札は、財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第百条の二及び「清掃業務委託に係る履行能力確認調査実施要領」に基づき調査基準価格を設けるので、その調査基準価格を下回る入札があったときは、入札を保留にして調査を行い、地方自治法施行令第

百六十七条の十第一項の規定により、予定価格の範囲内の価格で最低の価格の入札者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の入札者のうち最低価格の入札者を落札者とすることがある。

2 履行能力確認調査について

(一) 1の調査基準価格を下回る入札があり、入札が保留になったときは、最低価格入札者からの関係資料の提出及び事情聴取並びに関係機関への照会その他の方法により、最低価格入札者と契約することが、契約の適正履行及び公正な取引の秩序の観点から支障がないか調査（以下「履行能力確認調査」という。）する。

(二) 具体的な調査方法や最低価格入札者が提出すべき資料等、履行能力確認調査に関する内容は、「清掃業務委託に係る履行能力確認調査実施要領」及び「清掃業務委託履行能力確認調査・審査基準」に規定されており、宮城県出納局契約課のホームページ（<http://www.pref.miyagi.jp/kyouyaku/>）からダウンロードすることができ。

3 業務委託費内訳書について

(一) 調査基準価格を下回る入札があったときは、調査基準価格を下回る入札を行った入札者から入札書に記載されている入札価格に対応した業務委託費内訳書の提出を求める場合がある。

(二) 業務委託費内訳書は、書面により提出すること。

(三) 業務委託費内訳書の様式は任意であるが、最低限数量、単価、金額等を記載すること。

4 調査基準価格を下回る価格で落札されたときの調査協力について この業務が調査基準価格を下回る価格で落札されたときは、業務の適正な履行を確保するため、履行期間中に必要な調査を行うことがある。その場合は、業務の受注者は次のとおり調査に協力しなければならない。

(一) 受注者は、その業務体制について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(二) 受注者は、業務を行うに当たり仕様書に基づき計画した内容について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(三) (一)及び(二)に規定する書類について宮城県から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

5 長期継続契約について この業務は、年度当初から業務を開始する必要があることから地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務としているため、この業務に係る歳出予算が不成立となったときは入札の中止や契約の解除を行うことがある。

六 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金 財務規則第九十七条及び第九十八条並びに平成二十三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十三年宮城県規則第四十一号)第一条の規定による。
- 3 契約保証金 財務規則第一百十三条及び第一百十四条の規定による。
- 4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
- 5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 落札者の決定の方法 財務規則第百条の規定に基づいて作成された予定価格(以下「予定価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をしたものを落札者とする。ただし、調査基準価格を下回る入札について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- 7 契約書作成の要否 要
- 8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 9 詳細は入札説明書による。

七 概要

- Summary
- 1 Service to be Procured : Cleaning of the Miyagi Prefectural Library
 - 2 Period of Contract : April 1, 2012 to March 31, 2015
 - 3 Deadline to Submit Bid (by system) : February 10, 2012, 9 : 00 a.m. to February 20, 2012, 5 : 00 p.m.
 - 4 Deadline to Submit Bid (in person) and Place : February 21, 2012, 10 : 00 a.m Miyagi Prefectural Government Office building, Meeting Room 1801
 - 5 Deadline to Submit Bid (by mail) : February 20, 2012, 5 : 00 p.m.
 - 6 Contact person : Chikae Ichijo, Management Section, Lifelong Learning Division, Board of

Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423
 Japan, Tel.: 022-211-3651
 7 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
 平成二十四年一月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
- 1 調達役務の名称及び数量 宮城県美術館清掃業務 一式
 - 2 調達役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで
 - 4 履行場所 仙台市青葉区川内元支倉三十四番一 宮城県美術館
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等
- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されている者又は開札時まで宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
 - 4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
 - 6 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、そ

の者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)(第二十六条に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)(暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。))の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)(第十二条の二第一項第一号又は第八号及び第七号の事業について、同項に規定する知事の登録を受けている者であること。

9 過去三年以内に国、地方公共団体又は民間企業から本件業務と同種の業務の委託を受け、延べ床面積一万平方米以上の建物に係る同種の業務を、十二か月以上継続して履行した実績を有すること。

10 入札に参加を希望する者は、8及び9に掲げる事項を証する書類を平成二十四年二月六日午後

五時までに三の1に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

11 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五)へ平成二十四年一月二十三日午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所及び問い合わせ先
〒九八〇・八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十五階

2 入札説明書及び仕様書の交付期限
平成二十四年一月二十五日午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十四年一月二十四日までに1あて申し出ること。

3 一般競争入札参加資格審査
入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年二月六日までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合
入札の期間 平成二十四年二月十日午前九時から平成二十四年二月二十日午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合
平成二十四年二月二十日午後五時まで(郵送により提出する場合は二重封筒とし、外封筒に入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること)。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時に開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

平成二十四年二月二十一日午前十一時 宮城県行政庁舎一八〇一会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
五 入札参加に当たつての注意事項

1 調査基準価格について 本人札は、財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第百条の二及び「清掃業務委託に係る履行能力確認調査実施要領」に基づき調査基準価格を設けるので、その調査基準価格を下回る入札があつたときは、入札を保留にして調査を行い、地方自治法施行令第百六十七条の十第一項の規定により、予定価格の範囲内の価格で最低の価格の入札者を落札者とせず、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の入札者のうち最低価格の入札者を落札者とすることがある。

2 履行能力確認調査について

(一) 1の調査基準価格を下回る入札があり、入札が保留になつたときは、最低価格入札者からの関係資料の提出及び事情聴取並びに関係機関への照会その他の方法により、最低価格入札者と契約することが、契約の適正履行及び公正な取引の秩序の観点から支障がないか調査（以下「履行能力確認調査」という。）する。

(二) 具体的な調査方法や最低価格入札者が提出すべき資料等、履行能力確認調査に関する内容は、「清掃業務委託に係る履行能力確認調査実施要領」及び「清掃業務委託履行能力確認調査・審査基準」に規定されており、宮城県出納局契約課のホームページ（<http://www.pref.miyagi.jp/keiyaku/>）からダウンロードすることができ。

3 業務委託費内訳書について

(一) 調査基準価格を下回る入札があつたときは、調査基準価格を下回る入札を行った入札者から入札書に記載されている入札価格に対応した業務委託費内訳書の提出を求める場合がある。

(二) 業務委託費内訳書は、書面により提出すること。

(三) 業務委託費内訳書の様式は任意であるが、最低限数量、単価、金額等を記載すること。

4 調査基準価格を下回る価格で落札されたときの調査協力について この業務が調査基準価格を下回る価格で落札されたときは、業務の適正な履行を確保するため、履行期間中に必要な調査を行うことがある。その場合は、業務の受注者は次のとおり調査に協力しなければならない。

(一) 受注者は、その業務体制について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(二) 受注者は、業務を行うに当たり仕様書に基づき計画した内容について記載した書類を作成し、宮城県からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(三) (一)及び(二)に規定する書類について宮城県から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

5 長期継続契約について この業務は、年度当初から業務を開始する必要があることから地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務としていたため、この業務に係る歳出予算が不成立となつたときは入札の中止や契約の解除を行うことがある。

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則第九十七条及び第九十八条並びに平成二十三年宮城県規則第四十一号（第二条の規定による免除の特例に関する規則（平成二十三年宮城県規則第四十一号））第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定の方法 財務規則第百条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をしたものを落札者とする。ただし、調査基準価格を下回る入札について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary

1 Service to be Procured : Cleaning of the Miyagi Museum of Art

2 Period of Contract : April 1, 2012 to March 31, 2015

3 Deadline to Submit Bid (by system) : February 10, 2012, 9 : 00 a.m. to February 20, 2012, 5 :

<p>00 p.m.</p> <p>4 Deadline to Submit Bid (in person) and Place : February 21, 2012, 11 : 00 a.m Miyagi Prefectural Government Office building, Meeting Room 1801</p> <p>5 Deadline to Submit Bid (by mail) : February 20, 2012, 5 : 00 p.m.</p> <p>6 Contact person : Chikae Ichijo, Management Section, Lifelong Learning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan. Tel.: 022-211-3651</p> <p>7 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.</p> <p style="text-align: center;">教育委員会</p> <p>○宮城県教育委員会告示第一号 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十三条第二項の規定により、次のとおり博物館の名称を変更登録した。 平成二十四年一月十日</p> <p style="text-align: center;">宮城県教育委員会 教育長 小林 伸 一</p> <p>一 博物館の名称 カメイ美術館</p> <p>二 博物館の所在地 仙台市青葉区五橋一丁目一番二十三号</p> <p>三 設置者の名称及び住所 財団法人カメイ社会教育振興財団 仙台市青葉区五橋一丁目一番二十三号</p> <p>四 登録記号番号 宮城県第十七号</p> <p>五 変更年月日 平成二十三年十二月二十七日</p> <p>○宮城県教育委員会告示第二号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。</p> <p>なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。</p>	<p>平成二十四年一月十日</p> <p style="text-align: right;">宮城県教育委員会 委員長 勅使瓦 正 樹</p> <p>一 日時 平成二十四年一月十七日 午後一時三十分 二 場所 教育委員会会議室</p> <p>三 事件 1 宮城県美術館協議会委員の人事について</p> <p>四 傍聴者の定員 十二人</p> <p>五 傍聴手続</p> <p>1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。</p> <p>2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。</p> <p>六 問い合わせ先 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二・二二一・三六一一）</p>
---	--